

## 第6号

### SOS ニュース

#### 暮らしの中の法律小知識

##### ※近所で飼われている家畜の生活騒音について

生活騒音に関して、近隣の居住者は、お互いにある程度は我慢する必要があります。しかし、常識を外れた迷惑行為には社会生活上、受忍限度を超えるものには改善を要求できます。

動物の愛護及び管理に関する法律、即ち動物愛護及び管理に関する法律では、犬などのペットを飼っている人は「人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない」と規定しております。環境省の基準でも、ペットの飼い主は、頻繁な鳴き声などの騒音により「周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないよう努めること」が定められている。近隣の居住者が眠れないほど飼い犬が吠え続けているのを知りながら放置している場合は、受忍限度を超えていると判断される可能性は高い。

自治体の条例に基づき行政機関に対して、飼い主への改善指導を求めることができる場合もあります。飼い主が従わない時は、調停や民事裁判の手続きによって騒音の差し止めや慰謝料などの損害賠償を請求することも考えられます。

また、多数のペットの鳴き声によって近隣の居住者の日常生活に著しい支障が生じている場合には、動物愛護管理法に基づき、都道府県に対し、飼い主に必要な措置をとるべきことを命じるよう求めるができる場合もあります。

(法律情報法テラス：産経新聞記事より)